

7. 被災した住宅に関する相談への対応

(1) 相談対応・情報提供

◆ 概要 ◆

被災した住宅に関する相談への対応については、都道府県、市町村、関係団体等の役割分担を事前に検討・調整しておくことが重要である。特に発災直後から応急段階においては、被災者への迅速な支援のために被災した地方公共団体がまさに対応すべき業務が膨大に発生し、それらに注力する必要があることから、被災した住宅に係る技術的な面での相談対応については住宅・建築関係団体に外部化するべく、事前に協力体制を構築しておくことが重要である。

また、被災者からの相談は住宅についてだけでなく、法律、金融、福祉、雇用等多くの分野にわたることが想定される。従って、被災者が恒久的な住まいの確保に至るまでの過程を理解し、自らの特性やニーズに応じて住まいの確保策を適切に選択できるよう、あらかじめ、一般対策を含めた支援施策を取りまとめたパンフレット等を準備し、定期的に更新しておく。また、被災者の住まいの確保の全体像を理解してカウンセリングできる人材の育成や、被災者の住まいの確保について各方面の専門家が連携してトータルな対応ができる相談・情報提供体制の整備に取り組むことが望ましい。

【連携先における相談内容の例】

連携先		相談内容の例
住宅・建築関係	建築士、 住宅・建築関係団体	・被災した住宅の修理や建替に関する工事にかかる期間や方法、費用に関する相談 ・住宅再建に関する相談
	弁護士、行政書士	・生活再建、法律の解釈や行政手続等に関する相談
法律・金融関係	金融機関	・住宅融資、助成制度に関する相談
	ファイナンシャルプランナー	・再建後の生活設計も含めた資金計画等に関する相談

【被災した住宅に関する相談方法と業務内容のイメージ（※）】

相談の方法	業務内容
①電話相談	・地方公共団体や住宅・建築関係団体内等に電話相談窓口を設置し、被災者からの相談に対応する。 ・住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を配置し、電話での相談に対応するとともに、必要に応じて窓口相談又は現地相談の日時調整を行う。
②窓口相談	・地方公共団体や住宅・建築関係団体内等に対面での相談が可能な窓口を設置し、被災者からの建築の専門的な相談に対応する。 ・住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を配置し、対面での相談に対応するとともに、必要に応じて現地相談の日時調整を行う。 ・資金計画や融資等に関する相談窓口も近くに設置しておくことが望ましい。
③現地相談	・現地に於て、被災した住宅の被害箇所を確認しながらの相談内容の聞き取りや、修理方法等の相談に対応する。 ・現地での相談内容は、より専門的な建築の知識が求められることから、住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を派遣する。

※相談員は、各種支援制度やその申請に係る相談等、地方公共団体の担当部署に取次ぐ必要がある場合に備え、当該担当部署の連絡先を把握しておくことが望ましい。

○ 都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等との協定締結と相談体制の構築の例：岐阜県

岐阜県は、昭和 56 年に（一社）岐阜県建設業協会と「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」を締結した他、平成 27 年に（一社）全日本瓦工事業連盟（平成 30 年 6 月 1 日現在：45 団体が加盟）の会員である岐阜県瓦葺組合と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、「被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及び応急措置」等について協力を要請する旨を定めている。

また、県内の一部の市町村においても、岐阜県瓦葺組合の各支部と災害時における応急対策活動に関する協定を締結し、当該協定において、「被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動」について組合員の派遣等の協力を要請できる旨を定めている。

【岐阜県と岐阜県瓦葺組合との応急対策業務に関する協定書（抜粋）】

災害時における応急対策業務に関する協定書	
岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合（以下「乙」という。）は、岐阜県地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合における応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。	
（総則） 第 1 条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 6 2 条第 1 項に規定する市町村の応急措置等について、甲が市町村から応援又は実施の要請を受けた場合等において、乙に対して協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。	
（応急対策業務の内容） 第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。 （1）被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及び応急措置 （2）その他甲が必要と認める業務	

【恵那市と岐阜県瓦葺組合恵那支部との応急対策活動に関する協定書（抜粋）】

災害時における応急対策活動に関する協定書	
恵那市（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合恵那支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次の通り協定を締結する。	
（目的） 第 1 条 この協定は、恵那市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。	
（協力の要請） 第 2 条 甲は、乙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。 （1） 応急活動に必要な組合員の派遣に関すること。 （2） 前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項 2 乙は、前号の規定による要請を受けた時は、可能な限りこれに応ずるものとする。	

出典：岐阜県提供資料、恵那市提供資料より作成

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 弁護士会及び不動産鑑定士協会との協定の締結の例：高崎市（群馬県）

高崎市と群馬弁護士会は、災害時被災者支援活動に関する協定を締結し、同協定に基づき、高崎市と群馬弁護士会の役割分担を定め、平時から担当者の連絡先の交換を実施する等、災害発生後に速やかに法律相談を実施できる体制を準備している。

また、高崎市と（公社）群馬県不動産鑑定士協会は、災害時における不動産相談に関する協定を締結し、同協定に基づき、高崎市と（公社）群馬県不動産鑑定士協会の役割分担を定め、平時から担当者の連絡先の交換を実施する等、災害発生後に速やかに不動産相談会を実施できる体制を準備している。

○ 都道府県と金融機関との協定の締結の例：（独）住宅金融支援機構

（独）住宅金融支援機構は、46 都道府県と災害時における住宅の早期復旧に向けた協力に関する協定を締結し、同協定に基づき、平時から担当者の連絡先の交換や、被災した住宅の再建等に関する施策や融資制度について情報交換を実施する等、災害発生後に速やかに被災者からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応するための体制を準備している。

この協定に基づき、地方公共団体（市町村を含む。）が実施する被災者向けの現地相談会に機構職員を派遣し、住宅の復旧・再建に係る主な施策の情報提供や資金計画の相談に対応している。

〔機構職員が現地相談対応を実施した近年の主な災害〕

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、
平成 30 年大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、
平成 30 年北海道胆振東部地震、令和元年台風第 15 号、第 19 号

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

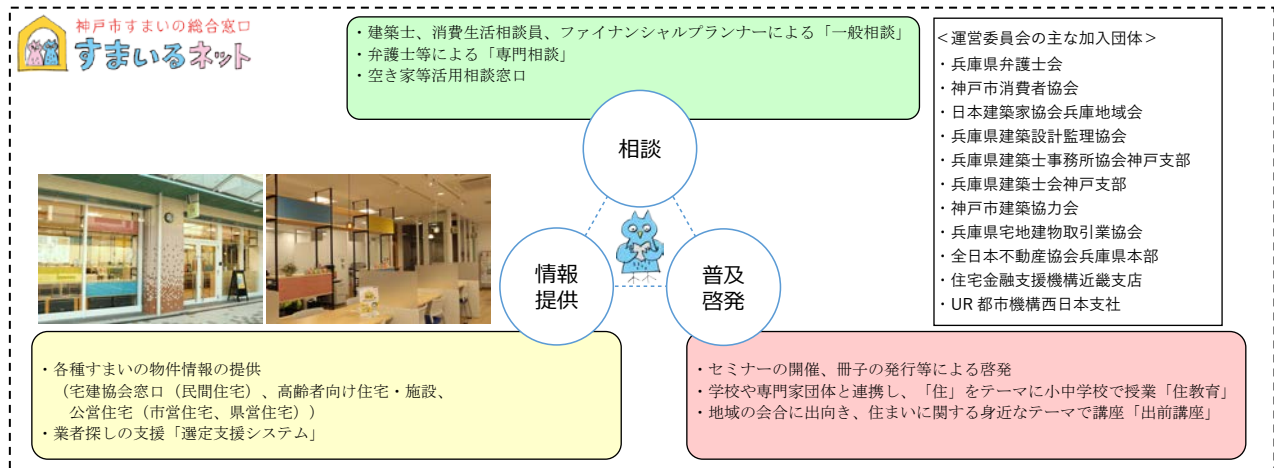
○ 被災者の再建支援のための総合的な相談窓口：神戸市

神戸市では被災者の住宅の自力再建の際の融資、建設工法、工務店選び等についての相談や情報提供を行う支援窓口の拠点として、民間企業の協力を得て「神戸・復興住宅メッセ」（平成7年～平成10年）を設置した。事業主体は、神戸市、神戸市住宅供給公社、民間住宅・建設関係団体、住宅メーカー、地元工務店、デベロッパー等であり、開設以来3年間で約5万組の市民が来場する実績が得られた。具体的な事業内容は、建築・法律・税務・融資制度の相談、資金計画から設計・施工までの相談、協調建替コーディネーター、住宅再建ヘルパーの派遣等が行われた。

「神戸・復興住宅メッセ」の経験を活かし、すまい手への総合支援を行うことを目的とする窓口として、官民ネットワークによる「神戸すまいの安心支援センター（すまいるネット）」を平成12年に開設し、現在は事業内容の充実を図りつつ「神戸すまいとまちのあんしん支援センター」として再編されている。

神戸・復興住宅メッセ（H7.1～H10.3）

↓ 住宅相談のノウハウが蓄積



出典：内閣府「大規模災害時における被災者の住まいの確保に関する検討会論点整理 参考資料」
平成29年8月

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 住宅・建築関係団体との連携による被災者の住まいに関する相談窓口への建築士等の派遣の例：広島県

<概要>

- ・広島県は、平成 30 年 7 月豪雨の被害を受け災害救助法の適用となった市町において開設された相談窓口に、県内の住宅・建築関係団体と連携して、建築士等の建築技術者を派遣し、被災者からの相談対応の支援を行った。
- ・相談は窓口相談（各市役所、町役場に開設された相談窓口で、派遣された建築技術者が被災者からの相談を受ける。）及び現地相談（派遣された建築技術者が、建築物の被災現場を訪問し相談を受ける。）を実施した。
- ・窓口相談への建築技術者の派遣は、平成 30 年 7 月 23 日～8 月中旬頃まで実施し、それ以降は現地相談に移行した。

【建築士等の建築技術者による窓口相談及び現地相談を実施した市町】

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市
府中町、海田町、熊野町、坂町

出典：広島県提供資料より作成

【連携した住宅・建築関係団体】

(公社) 広島県建築士会	(一社) 広島県建築士事務所協会
(公社) 日本建築家協会中国支部広島地域会	(一社) 広島県建築センター協会
(一社) 広島県住宅産業協会	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会広島県支部
広島ハウスメーカー協会	(一社) 日本住宅リフォーム産業協会中国四国支部
(一社) 日本建築構造技術者協会中国支部	(一社) 広島県工務店協会

出典：広島県提供資料より作成

<県、市町、住宅・建築関係団体の役割分担>

- ・広島県の調整の下、各住宅・建築関係団体から各市町へ建築士等の建築技術者を派遣した。
- ・県、市町、住宅・建築関係団体の役割分担は以下の通り。
 - 県 …住宅・建築関係団体との建築士等の建築技術者の派遣調整、国庫補助制度（国土交通省 住宅ストック維持・向上促進事業「消費者の相談体制の整備事業」）の活用
 - 市町 …窓口設置、運営
 - 住宅・建築関係団体 …各団体に所属する建築士等の建築技術者の派遣
- ・派遣された建築士等の建築技術者は以下の業務を行った。
 - 窓口相談…窓口に来られる被災者に対し、行政職員とともに住宅の修理方法等についてアドバイスをを行った。
 - 現地相談…窓口相談時に被災者より現地の状況を踏まえた回答を求められた場合、現地を訪問して住宅の修理方法等についてアドバイスをを行った（建築士等の建築技術者 2 名を 1 チームとして対応）。

<被災者からの相談内容の例>

- ・住まいの確保・再建に係る各種支援制度（応急修理、応急仮設住宅への入居、公費解体、土砂撤去等）について
- ・被災程度の確認及び修理による居住継続の可能性について
- ・補修工事の方法、補修を要する範囲や補修の程度への助言について

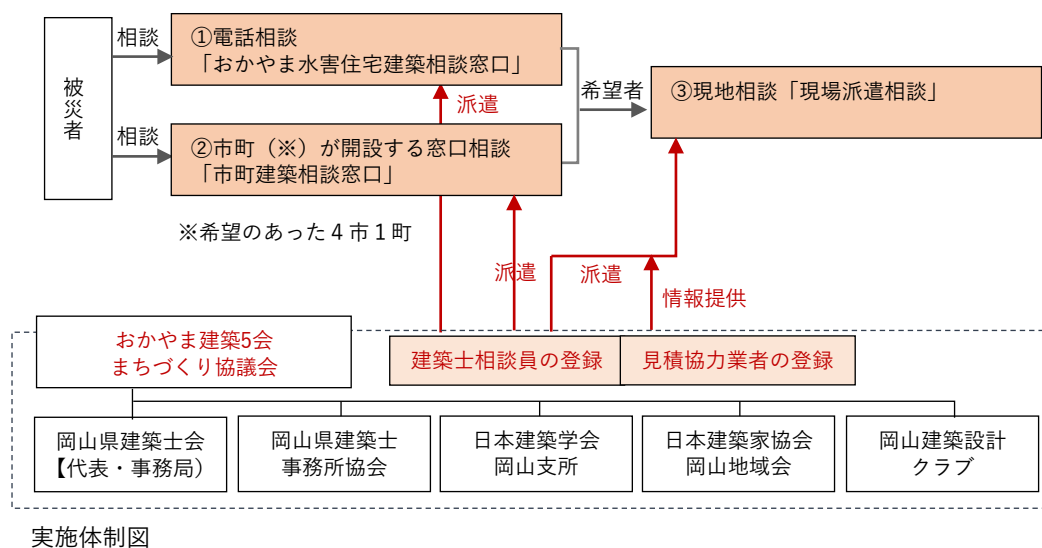
7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 電話相談、窓口相談、現地相談の設置の例：岡山県

岡山県は、平成 30 年 7 月豪雨の被災者の住宅の修理や再建に関する相談について、「おかやま水害住宅建築相談窓口」（電話相談）、市町の庁舎等における「市町建築相談窓口」（窓口相談）、建築士相談員による「現場派遣相談」（現地相談）の 3 つの方法で対応した。

「おかやま建築 5 会まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）（※）が、国庫補助制度（国土交通省 住宅ストック維持・向上促進事業「消費者の相談体制の整備事業」）を活用し相談対応を実施し、県は県内市町村と協議会との連絡調整を行った。

※（一社）岡山県建築士会（本協議会事務局）、（一社）岡山県建築士事務所協会、（一社）日本建築学会中国支部岡山支所、（公社）日本建築家協会中国支部岡山地域会、岡山建築設計クラブの 5 団体が構成される。



出典：おかやま建築 5 会まちづくり協議会

「平成 30 年 7 月豪雨の被災住宅 建築相談窓口―業務マニュアル―」より作成

○ 各相談方法に関する業務マニュアルの記載内容の例：岡山県

「平成 30 年 7 月豪雨の被災住宅建築相談窓口―業務マニュアル―」（平成 30 年 7 月作成、おかやま建築 5 会まちづくり協議会）には、相談方法別に以下の内容が記載されている。

①電話相談「おかやま水害住宅建築相談窓口」

- ・ (1)相談窓口の概要（相談窓口の名称、設置場所、電話番号）、(2)相談窓口開設時間、(3)業務体制、(4)建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。

②市町が開設する窓口相談「市町建築相談窓口」

- ・ (1)開設する窓口の概要（窓口を開設する市町名、市町担当課の問合せ先、開設日時、場所）、(2)準備するもの（筆記用具や相談者へ配布することが想定される資料）、(3)業務体制、(4)派遣する建築士相談員の調整方法、(5)建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。

③現地相談「現場派遣相談」

- ・ (1)現場相談の受付エリア（岡山県下全域）、(2)準備するもの（「建築士相談員」のステッカーを貼ったヘルメット、安全靴、デジタルカメラ、筆記用具、相談内容を記録する帳票、見積協力業者名簿）、(3)業務体制、(4)派遣する建築士相談員の調整方法、(5)注意事項、(6)建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。

○ 市と不動産関係団体が連携し、避難所を巡回して住宅相談を実施した例：熊本市

平成 28 年熊本地震の際、熊本市では避難所の閉鎖に向け、市職員と（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会の職員が避難所を巡回し、29 か所の避難所で約 240 件の住宅相談に応じた。

市は（公社）全国賃貸住宅経営者協会連合会に対し、避難所巡回住宅相談業務として業務委託した。

○ 自宅の再建の相談に応じる専門家（アドバイザー）を派遣した例：石川県

石川県では平成 19 年の能登半島地震の被災者を対象に、自宅の再建、修復方法や被災宅地調査について専門家（アドバイザー）を派遣した（能登半島地震復興期金の支援メニューの 1 つである「住宅再建総合相談・派遣事業」として実施）。

○被災現場へのアドバイザー派遣

建築士などの専門家が被災した住宅の現場へ出向き、住宅の補修等についてアドバイスを行う。

○被災した宅地の調査

土木技術者などの専門家が被災した住宅の現場へ出向き、宅地について調査し、その安全性など、アドバイスを行う。

参考文献：石川県提供資料、（公財）能登半島地震復興基金ホームページ

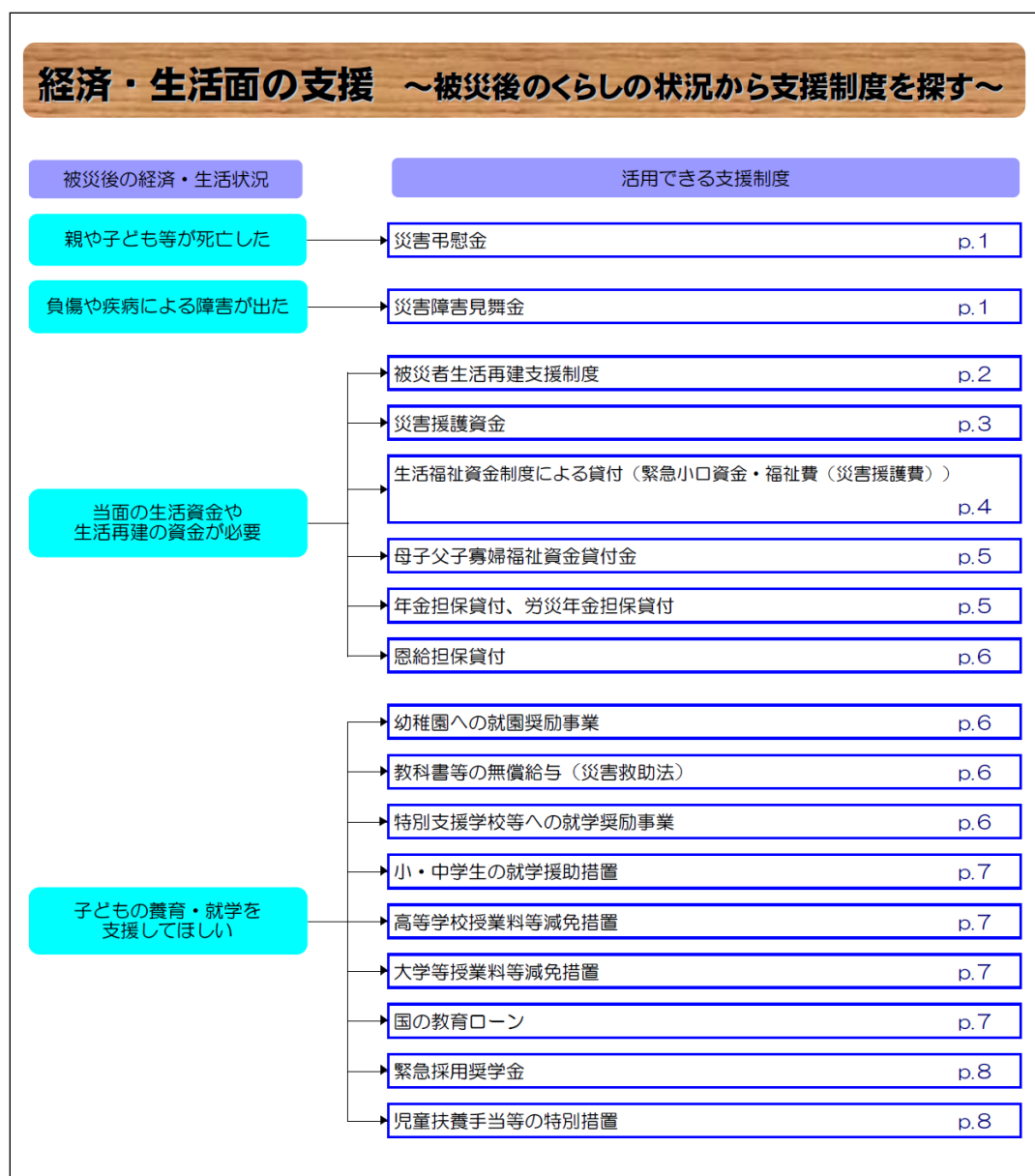
② 住まいに係る支援策の情報提供

◆ 事前準備の例 ◆

○ 被災者支援に関する各種制度の情報提供の例：内閣府

内閣府は、被災者の生活・住まい・生業の再建に係る各種支援制度をまとめた資料を毎年度更新し、防災情報のページ（<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisiyagyousei/seido.html>）において公開している。

これに掲載されている支援制度以外に、各地方公共団体で実施（予定を含む）する独自の支援制度等がある場合には、それらを含めて庁内の関係部署・相談窓口で情報を共有し、被災者に適切に情報提供できるよう、平時より準備しておくことが望ましい。



経済・生活面の支援（抜粋）

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」（令和元年11月1日現在、内閣府）

住まいの確保・再建のための支援

～住まいの被災状況と再建の意向から支援制度を探す～

住まいの被害状況に応じて

※全壊、大規模半壊、半壊等被害程度を証明するものとして「罹災証明書」があります。
p.25をご覧ください。

再建の意向

活用できる支援制度

住まいを建て替え・
取得したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

災害復興住宅融資（建設） p.16

災害復興住宅融資
（新築住宅購入、中古住宅購入） p.17

災害復興住宅融資（補修） p.18

住宅金融支援機構融資の返済方法の変更 p.19

被災者（個人・個人事業主）の債務整理支援 p.11

住まいを補修したい

災害援護資金等の貸付

生活福祉資金制度による貸付（福祉費（住宅補修費）） p.20

母子父子寡婦福祉資金の住宅資金 p.20

災害援護資金 p.3

民間賃貸住宅に移転したい

被災者生活再建支援制度 p.2

公共賃貸住宅に移転したい

公営住宅への入居 p.21

特定優良賃貸住宅等への入居 p.21

地域優良賃貸住宅への入居 p.21

土砂等を除去したい

障害物の除去（災害救助法） p.21

応急的に住宅を修理したい

住宅の応急修理（災害救助法） p.22

宅地を直したい

独立行政法人住宅金融支援機構の融資

宅地防災工事融資 p.22

地すべり等関連住宅融資 p.23

住まいの再建にあたり、
耐震化・省エネ化を図りたい

住宅の耐震化事業 p.24

長期優良住宅化リフォーム推進事業 p.24

地域型住宅グリーン化事業（新築・改修） p.24

リフォーム税制 p.25

住まいの確保・再建のための支援（抜粋）

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」（令和元年11月1日現在、内閣府）

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

：（一社）東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」は、平成 27 年 9 月 2 日「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」の設置後に災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた自然災害の影響によって、住宅ローン、リフォームローンや事業性ローン等の既往債務を弁済できなくなった個人の債務者が、破産手続き等の法的倒産手続によらずに、債権者と債務者の合意にもとづき、債務整理を行う際の準則として取りまとめられたものである。一定の要件を満たした場合に、債務の減額や免除を受けることができる。

利用する場合は、債務者がローン借入先の金融機関等に直接申し出ることとなっている。

参考文献：（一社）東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関ホームページ
(<https://www.dgl.or.jp>)

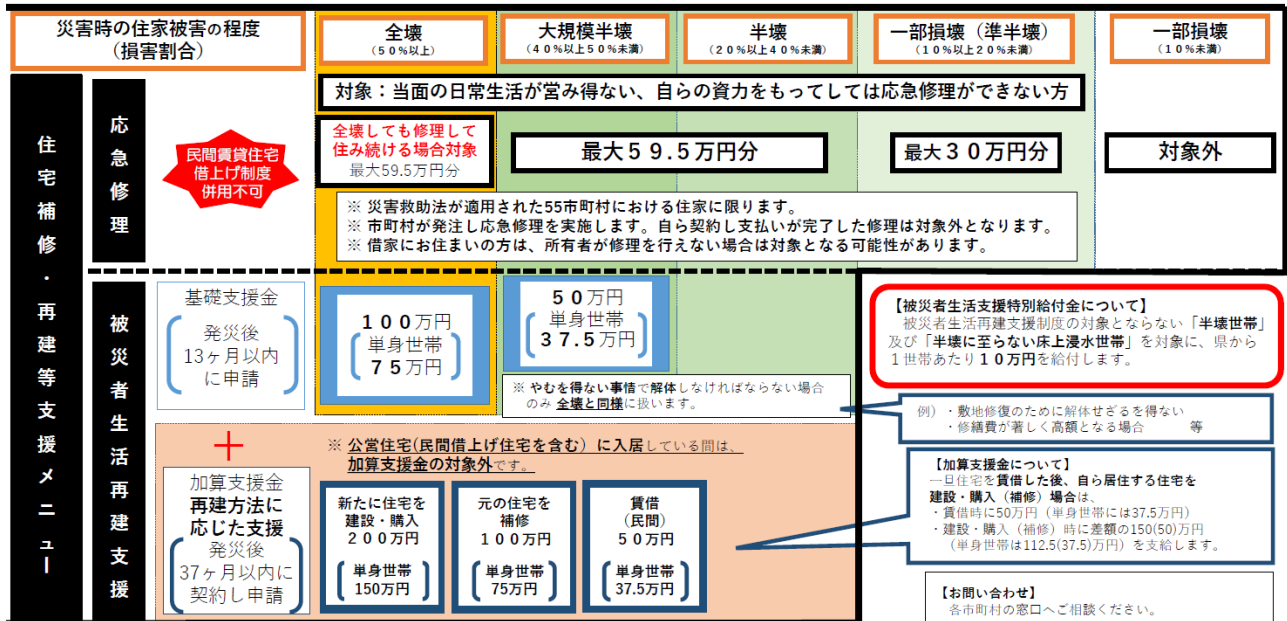
◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○ 被災者向けの支援制度の周知資料の例：福島県

福島県は、応急修理制度、応急仮設住宅、公営住宅の提供の他、被災者生活再建支援制度もあわせて、令和元年台風第19号等の被災者が住まいの支援策の全体像が把握できるようなチラシを作成し、「令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要」として、県のホームページに掲載した。

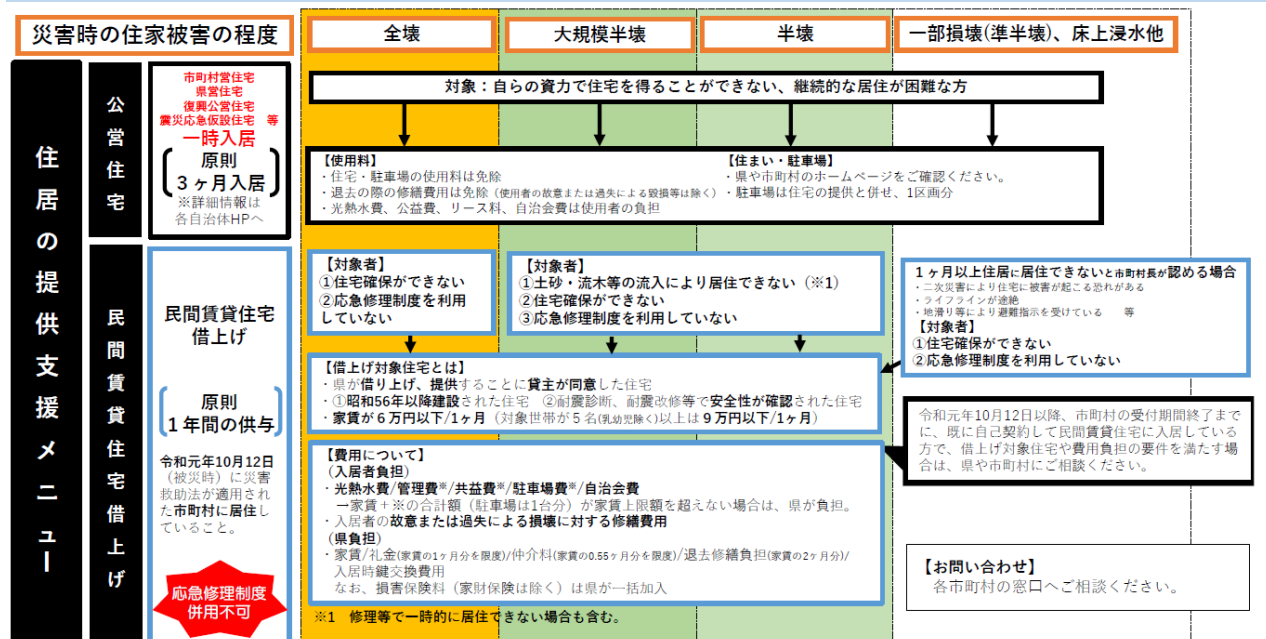
令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月25日現在



令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

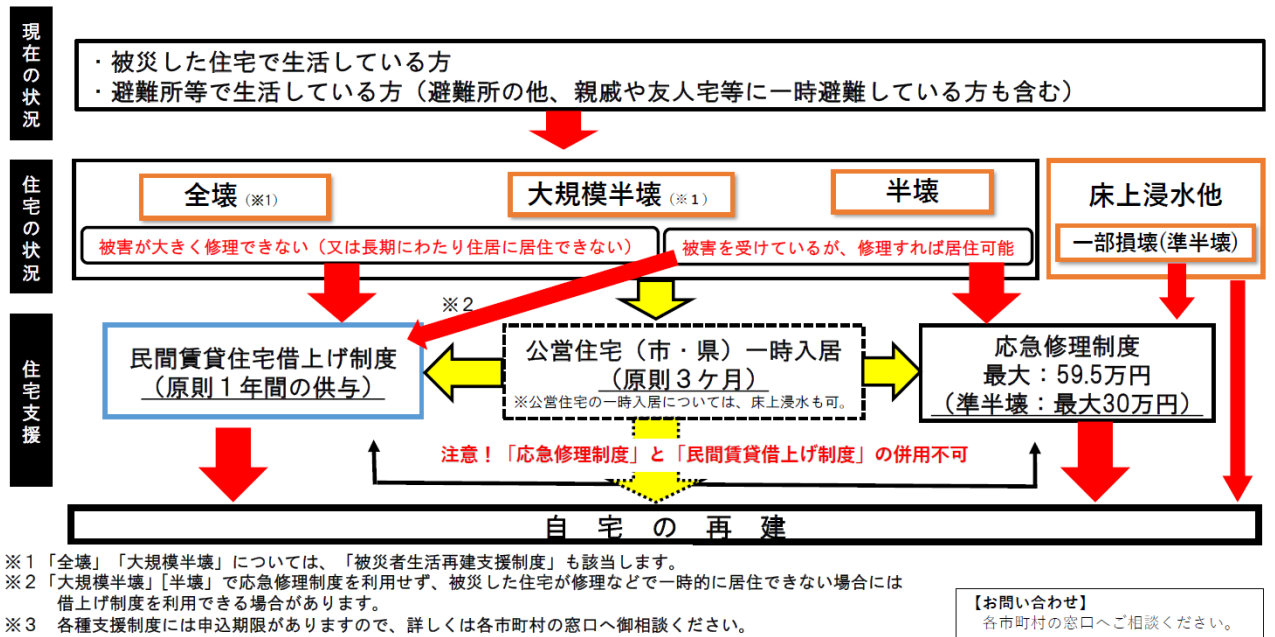
令和元年12月6日現在



7. 被災した住宅に関する相談対応

令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月6日現在



令和元年台風第19号等災害による被災者の住まいの支援制度の概要

令和元年12月25日現在

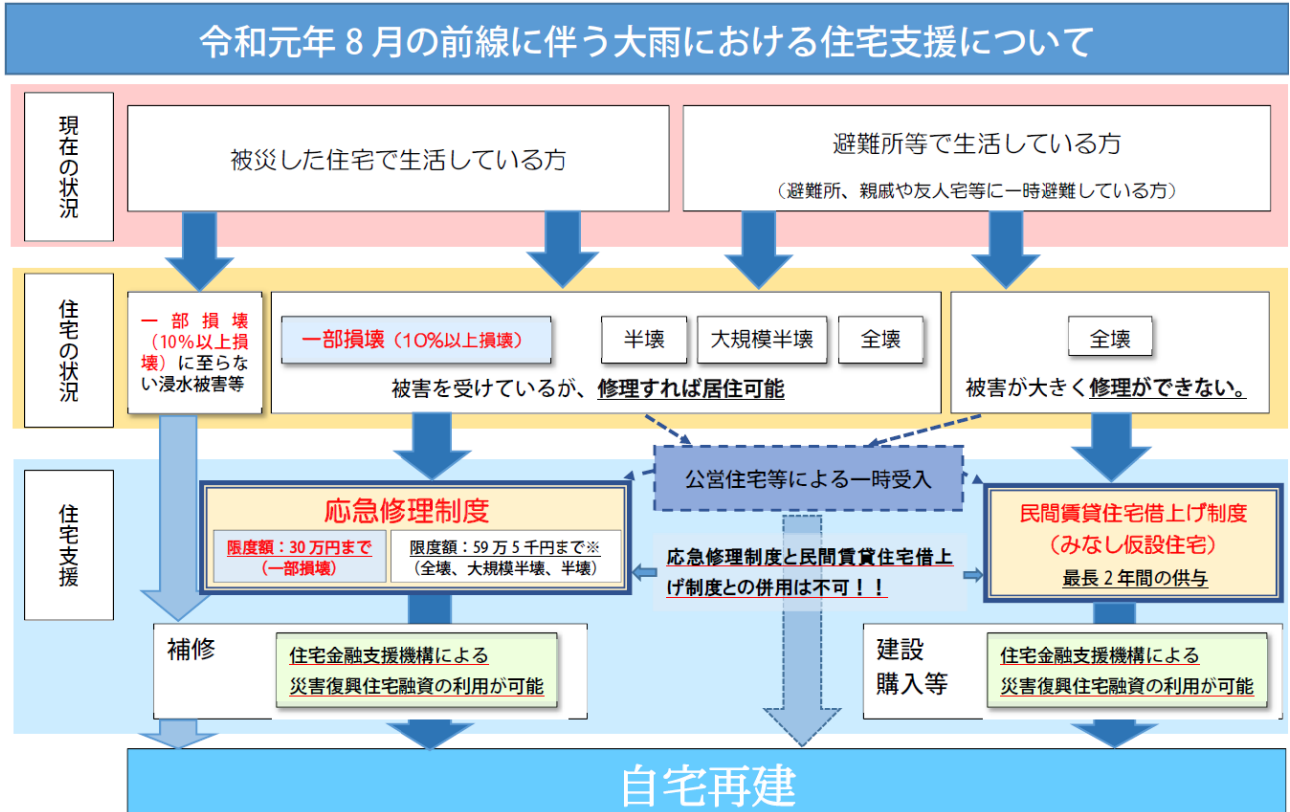
損壊の種類	戸建ての住宅の場合 ※集合住宅の場合は、第2次調査の部位別判定（各部位の損壊程度等による判定）で被害を認定		災害救助法		被災者生活再建支援法 (※2)(※3)	県が管理する住宅等への一時避難（3か月）	
	住宅の損害割合	浸水深等 (※4)	新たに県が借り上げる応急仮設住宅（民間借上住宅）（※1）	住宅の応急修理制度	被災者生活再建支援制度	既存の建設型仮設住宅	県営住宅、災害公営住宅
全壊	50%以上	住家流出又は床上1.8m以上の浸水	対象	（原則対象外）	対象	住宅に被害を受け、避難を余儀なくされている方	対象
大規模半壊	40%以上	床上1m以上1.8m未満の浸水	水害により流入した土砂や流水等により住宅としての利用ができない方は対象	対象 (595,000円以内)	対象		対象
半壊	20%以上	床上1m未満の浸水		対象 (595,000円以内)	半壊によりやむを得ず住宅を解体した世帯は対象 （解体しない半壊住宅は対象外）		対象 (床上浸水していれば対象)
一部損壊	10%以上 20%未満	（第2次調査の部位別判定）		対象 (300,000円以内)			
	10%未満						
応急修理との併用			併用不可。 （応急修理制度は、日常生活に必要な最小限の部分を応急的に修理することで、元の住居に引き続き住んでいただくことを目的としているため。）		大規模半壊の場合で、応急修理制度で修理していない部分を補修した場合は、上記制度の加算支援金の対象。	併用可	併用可。 ただし、今後、県営住宅等への入居が応急仮設住宅の供与と整理された場合は、併用不可。

- ※1 県が新たに借り上げる応急仮設住宅については、二次災害等により住宅が被害を受けるおそれのある、ライフラインが途絶しているなど、長期（1か月以上）にわたり自らの住居に居住できないと市町村が認める方も対象。
- ※2 被災者生活再建支援法では、半壊住宅をやむを得ず解体した場合に加え、住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した場合も対象。
- ※3 被災者生活再建支援法の適用対象にならない「半壊世帯」及び「一部損壊のうち、床上浸水が認められた世帯」に対しては、被災者生活支援特別給付金（県分：10万円＋市町村分：災害見舞金等）の支給対象。
- ※4 水害による被害の第1次調査（木造・プレハブ戸建ての1～2階建て）で、外力が作用することによる一定以上の損傷が発生している場合の判定。

出典：福島県ホームページ

○ 住まいに係る支援策を示したフローの例：佐賀県

佐賀県では、令和元年8月の前線に伴う大雨の被災者に対し、災害救助法に基づく住まいに係る支援策をまとめた「お住まいに被害を受けられた皆さまへ」（冊子）を作成し、県のホームページで公表した。
 その際、住宅の被害の状況によって受けられる支援が異なること、応急修理制度と応急仮設住宅の併給が不可であることを分かりやすく周知するため、「住宅支援の流れ」を提示した。



出典：佐賀県ホームページ

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 市全体の支援制度を説明した「冊子」を作成：熊本市

熊本市は、平成 28 年熊本地震の被災者に対する市全体の支援制度を説明した「冊子」を作成し、避難所、総合相談窓口、地域支え合いセンター職員による個別訪問の際に配布した。

巻末には、各支援制度と、対象となる住家被害認定の結果の別（全壊・大規模半壊・半壊）が、対応表で整理されている。

【住家の被害程度・支援制度 対応表（一部抜粋）】

7. 住家の被害程度・支援制度 対応表

「○」：住家被害の程度条件を満たしているもの

「▲」：建物取扱い等の一定の条件を満たす場合に、対象となる可能性があるもの

「×」：住家被害の程度条件を満たしていないもの

住家被害の程度のほかに所得等の条件がある制度もございますので、詳細をご確認ください。

		支援制度	り災証明書（住家）		
			全壊	大規模半壊	半壊
更新	1-1-1	り災証明書の発行 「住家」（店舗兼住宅を含む）	受付終了		
更新	1-2-1	り災証明書の発行 「店舗、事業所、工場等」	受付終了		
更新	1-2-2	り災証明書の発行 「農林水産業関係」	受付終了		
	2-1-1	災害弔慰金の支給	受付終了		
	2-1-2	日本財団による弔慰金の支給			
	2-1-3	災害義援金の支給	受付終了		
	2-2-1	災害障害見舞金の支給			
	2-3-1	災害見舞金の支給	○	○	○
	2-3-2	日本財団による住宅損壊見舞金の支給	受付終了		
更新	2-3-3	災害義援金の支給	○	○	○
更新	2-3-4	一部損壊世帯への災害義援金の支給	受付終了		
更新	2-4-1	被災者生活再建支援金の支給	○	○	▲
	2-4-2	災害援護資金の貸付	受付終了		
	2-4-3	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付	受付終了		
	3-1-1	災害ボランティアの派遣			
終了	3-2-1	被災住宅の応急修理	受付終了		
更新	3-2-2	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲
	3-2-3	災害援護資金の貸付	受付終了		
	3-2-4	ひとり親家庭への貸付（住宅）	○	○	○
	3-2-5	社会福祉協議会による生活福祉資金 福祉費の貸付 ※2-4-3 参照	受付終了		
	3-2-6	補修工事（見積書、契約、工事内容等）に関する相談			
	3-2-7	熊本地震被災住宅の補修事業者検索サイト	受付終了		
更新	3-2-8	熊本県住宅再建支援事業（二重ローン対策）	○	○	○
更新	3-2-9	自宅再建利子助成	○	○	▲
更新	3-2-10	リバースモーゲージ利子助成	○	○	○
	3-3-1	被災した家屋等の解体・撤去	受付終了		
更新	3-4-1	被災者生活再建支援金の支給 ※2-4-1 参照	○	○	▲

出典：熊本市「平成 28 年熊本地震被災者支援制度（H31.4.1 現在の支援メニュー）」

○ 被災者生活再建ノート、被災者支援チェックリスト：岡山弁護士会

岡山弁護士会は、被災者の相談対応に用いる資料として「被災者生活再建ノート」や「被災者支援チェックリスト」を作成した。

「被災者生活再建ノート」は、被災者が弁護士等の専門家等の相談を受ける際に、受けられる公的支援制度等の必要な情報が漏れなく伝えられ、適正なアドバイスを継続してできるようにしたいという観点から作成されている。

「被災者支援チェックリスト」は、公益支援制度等を一覧にしたもので折りたたんで携行できるようになっており、ホームページからダウンロードして被災者・支援者双方が活用できるようにしている。

【被災者生活再建ノートの構成】

- 「被災者生活再建ノート」
 - ・被災者が「受けられる公的支援制度」を確認できるよう、氏名、住所、同居家族、就業状況の他、被害の状況、生活再建に向けた悩み等を記載できる。
- 「被災者生活再建カルテ」
 - ・相談担当者が変更になっても、従前の相談内容や行ったアドバイスが引き継げるよう、相談日ごとに相談担当者が相談概要や助言内容を記載する。
- 「支援制度の概要」
 - ・「被災者生活再建ノート」に記載のある各公的支援制度の説明ページ。

被災者生活再建ノート									
フリガナ			性別	生年月日		年齢	電話		
お名前 (世帯主)				年 月 日		歳	メール アドレス		
災害前の住所							☐ 持ち家 ☐ 親族宅 ☐ 借家 ☐ その他 ()		
現住所	☐ 災害前と同じ						☐ 持ち家 ☐ 親族宅 ☐ 借家 ☐ 仮設住宅 ☐ 借上住宅 ☐ 災害公営住宅 ☐ その他 ()		
同居家族	災 害 前			現 在					
	お名前	続柄	職業	お名前	続柄	職業	年齢		
就業状況	災 害 前			現 在					
	職 業	勤務先		職 業	勤務先				
	☐ 正社員 ☐ 非正規・パート ☐ 自営業 ☐ 会社経営 ☐ 家事従事者 ☐ 求職中 ☐ 無職 ☐ その他			☐ 正社員 ☐ 非正規・パート ☐ 自営業 ☐ 会社経営 ☐ 家事従事者 ☐ 求職中 ☐ 無職 ☐ その他					
人の被害	被害の内容								
	☐ 家族が亡くなった 亡くなった方のお名前 続柄 死亡時期 死因	☐ 災害弔慰金 (最大500万円) ※詳しくは13頁 ☐ 受給した→ () 円 ☐ 申請したが不支給だった							
被害の状況	被害の内容								
	☐ 住んでいる家の被害を受けた 具体的な被害 例) 1階天井まで浸水した、外壁が剥れた トイレが使えなくなった、2日断電した等	☐ 災害被害見舞金 (最大250万円) ※詳しくは13頁 ☐ 受給した→ () 円 ☐ 申請したが不支給だった				確認・検討すべきこと ☐ り災証明書 ※詳しくは14頁 ☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 一部倒壊 ☐ 損壊なし ☐ その他 () ☐ 応急仮設住宅 ※詳しくは15頁 ☐ 入居申込をした ☐ 基礎支援金 (最大100万円) ※詳しくは16頁 ☐ 受給した→支給額 () 円 ☐ 申請したが不支給だった ☐ 保険金 (共済金) ※損害保険の損額判定 15頁 ☐ 火災保険 ☐ 地震保険 ☐ 生命保険 ☐ 家財保険 ☐ その他 () ☐ 加入していない			
仕事の被害	被害の内容								
	☐ 仕事を失った ☐ 勤務先が倒産し、解雇された ☐ 勤務先は存続しているが、解雇された ☐ 怪我等のため働けなくなった ☐ 廃業した ☐ その他 ()	☐ 未払賃金立替払制度 ☐ 受給した ☐ 失業給付 ☐ 受給した ☐ 労災給付 ☐ 受給した							

【被災者支援チェックリスト】

点線に沿って切り取る

点線に沿って切り取り、
折りたたんで平時から携行を

出典：岡山弁護士会ホームページ
(<http://www.okaben.or.jp/active/disaster.html>)

○ 被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書の様式の例：内閣府

内閣府では、令和元年台風第19号の被災自治体に対し、災害救助法に基づく「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について被災者への周知徹底を求めるとともに、被災者による申請をより簡便にするための申請様式（案）を作成し公表した（令和元年11月7日付 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者行政担当）事務連絡）。

別紙様式
令和 年 月 日

被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書

〇〇〇市(町)長 殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

申請者等	フリガナ 世帯主氏名 世帯人数	住所 (被災時の住所) 印	電話番号 支給品等の送付先
------	-----------------------	---------------------	------------------

品名・仕様等	単価	数量	金額
被服			
肌着 男・女・子ども サイズ()			
下着 男・女・子ども サイズ()			
靴下 男・女・子ども サイズ()			
長袖 男・女・子ども サイズ()			
ズボン 男・女・子ども Wサイズ()Hサイズ()			
寝具			
掛け布団(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
敷布団(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
枕(カバー含む) 男性用()・女性用()・子供用()			
寝間着 男性用()・女性用()・子供用()ーサイズ・数量を記入			
衛生用品			
バスタオル ()枚			
フェイスタオル(4枚入り) ()枚			
シャンプー 男性用()・女性用()・子供用()			
リンス 男性用()・女性用()・子供用()			
石けん(複数個パック) ()個			
歯磨きセット 男性用()・女性用()・子供用()			
髭剃りセット ()個			
生理用品 ()個			
トイレットペーパー (12個入り) (1)個			
ティッシュペーパー (5個入り) (1)個			
紙おむつ(子供用)※パンツタイプ S()・M()・L()・BIG()ーサイズ・数量を記入			
紙おむつ(子供用)※テープタイプ 新生児()・S()・M()・L()ーサイズ・数量を記入			
紙おむつ(大人用)※パンツタイプ S()・M()・L()・LL()ーサイズ・数量を記入			
紙おむつ(大人用)※テープタイプ S()・M()・L()ーサイズ・数量を記入			
台所用品			
やかん(2.5L) IH対応 仕様明記 (1)個			
両手鍋(20cm) IH対応 仕様明記 (1)個			
片手鍋(16cm) IH対応 仕様明記 (1)個			
フライパン(26cm) IH対応 仕様明記 (1)個			
包丁 仕様明記 (1)丁			
まな板 仕様明記 (1)個			
茶碗 仕様明記 (1)個			
小皿 仕様明記 (1)個			
お椀 仕様明記 (1)個			
コップ 仕様明記 (1)個			
箸 仕様明記 (1)膳			
台所用洗剤 仕様明記 (1)本			
台所用スポンジ 仕様明記 (1)個			
ゴミ袋(複数枚パック) 仕様明記 (1)セット			
炊飯器(5合炊き) 仕様明記 (1)個			
ガスコンロ 仕様明記 プロパン式()・都市ガス式()			
掃除・洗濯用品			
洗濯用洗剤 仕様明記 (1)個			
ほうき 仕様明記 (1)本			
ちりとり 仕様明記 (1)個			
雑巾(5枚セット) 仕様明記 (1)セット			
バケツ(13リットル) 仕様明記 (1)個			
ゴミ箱 仕様明記 (1)個			
※太枠内をご記入ください。 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。			合 計

☐ 世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配送する事業者に提供することに同意します。(チェック欄に✓)
☐ 納期は、業者によって異なります。品目によっては時間を要する場合もあります。

【支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

(参考) 世帯人数により下記金額の範囲内で申請 (単位: 円)						
冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全壊	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

自治体受付

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 住宅の耐震化・省エネ化に係る情報提供の例：国土交通省

国土交通省は、令和元年台風第15号及び第19号の被害を受けた被災者に対し、「被災後の安全・安心な住まいの確保や、次なる災害への備えとして、被災住宅の補修の機会に、住宅の耐震化・省エネ化を図ることが有効である」として、各種支援制度をまとめたチラシを作成し、被災自治体に送付するとともに、ホームページに掲載した。

申請等の流れ

住まい再建事業者検索サイト

国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体や、住宅関係団体に所属しているリフォーム事業者等を一元的に検索できるサイトです。

※「3. 地域型住宅グリーン化事業」や「4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業」の対象事業者の検索は、右2に掲載のリンクからお問い合わせください。

URL: <https://sumai-saiken.jp/>

[住まい再建事業者検索サイト](#)

総合お問い合わせ先

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
住みあるダイヤル 0570-016-100(ナビダイヤル)

被災住宅の補修にあわせて 耐震化・省エネ化 を検討しませんか？

住宅の耐震化・省エネ化には、様々な支援制度が用意されています

① 被災住宅の補修に活用できる制度

1. 応急修理 【一部損壊 以上】

② 耐震化・省エネ化に活用できる制度

制度	対象	省エネ	その他
2. 住宅の耐震化事業	耐震		
3. 地域型住宅グリーン化事業	耐震	省エネ	その他
4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業	耐震	省エネ	その他
5. 次世代住宅ポイント	耐震	省エネ	その他
6. リフォーム税制		省エネ	その他

③ ①②のいずれの工事にも活用できる制度

7. 災害復興住宅融資 【一部損壊 以上】

8. 被災者生活再建支援金 【大規模半壊 以上】

※ 使途は指定されており、①②以外の補修工事にも活用が可能

※ 上記の1～8とは別に、様々な 都道府県・市区町村による独自の支援措置が用意されている場合があります。詳しくは、お住まいの各都道府県・市区町村にお問合せください。

① 被災住宅の補修工事に活用できる制度

1. 応急修理 【一部損壊 以上】

支援対象：居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急的修理
支援内容：大規模半壊又は半壊の世帯：59.5万円以内
一部損壊（被害割合が10%以上20%未満）の世帯：30万円以内
※被害の程度は被災証明書で確認してください。
申請先：お住まいの市区町村

② 耐震化・省エネ化等の性能向上に活用できる制度

2. 住宅の耐震化事業 【耐震】

支援対象：住宅の耐震診断、補強設計、耐震改修及び建替え等
支援内容・申請先：お住まいの都道府県・市区町村にお問い合わせください。

3. 地域型住宅グリーン化事業 【省エネ】

支援対象：省エネ改修
支援内容：50万円
相談先：地域型住宅グリーン化事業評価事務局
【03-3560-2886】
URL: <https://chiki-grn.konnetserve.jp/>（参加工務店の検索ができます。）
留意点：当事業に参加している工務店による申請が必要。

4. 長期優良住宅化リフォーム推進事業 【耐震 省エネ その他】

支援対象：耐震改修、劣化対策改修、省エネ改修等
支援内容：100万円（補助率1/3）など
申請先：長期優良住宅化リフォーム推進事業実施支援室
URL: <http://www.choki-reform-shien.com/h31/index.html>
留意点：事業者による申請が必要。【事業者検索サイトのURL】
<https://choki-reform2.jp/h31APR/publi/sh/>

※ 1～5は、同じ工事箇所複数の支援が当たれば原則併用可能。
※ 6～8は、1～5と併用可能。
ただし、6～7は、1～5の支援が当たらない自己負担分が支援対象。

5. 次世代住宅ポイント 【耐震 省エネ その他】

支援対象：耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修、家事負担軽減設備の設置等
支援内容：上限30万ポイント（30万円相当）ほか
申請先：次世代住宅ポイント事務局【0570-001-339】
URL: <https://www.jisedai-points.jp/>
留意点：令和2年3月末までに申請が必要。

6. リフォーム税制 【耐震 省エネ その他】

支援対象：耐震改修、省エネ改修、バリアフリー改修等
支援内容：所得税 工事内容に応じて5万円～60万円程度を控除
固定資産税 工事内容に応じて工事翌年に1/3～2/3を減額
申請先：所得税 お住まいの地域の税務署
固定資産税 お住まいの市区町村

③ ①②のいずれの工事にも活用できる制度

7. 災害復興住宅融資 【一部損壊 以上】 【耐震 省エネ その他】

支援対象：被災した（罹災証明書の交付を受けた）住宅の改修工事
※申請時に罹災証明書が必要となります。
支援内容：低利融資（基本融資額740万円※）※敷地資金又は引当移転資金の上乗せが可能
申請先：住宅金融支援機構【0120-086-353】（通話無料）
URL: https://www.jhf.go.jp/loan/yushi/info/saigai_hosyu/index.html

8. 被災者生活再建支援金 【大規模半壊 以上】 【耐震 省エネ その他】

支援対象：住宅が全壊または大規模半壊した世帯等
※1つの市区町村において住宅が1世帯以上全壊するなど一定以上の被害をもたらした自然災害に限る。
※申請時に罹災証明書が必要となります。
支援内容：基礎支援金（全壊：100万円、大規模半壊：50万円）等
加算支援金（建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借：50万円）
※公営住宅を除く。
申請先：（被災当時に）お住まいの市区町村

上記のほか、様々な 都道府県・市区町村による独自の支援措置が用意されている場合があります。詳しくは、お住まいの各都道府県・市区町村にお問合せください。

出典：国土交通省ホームページ

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000069.html)

(2) 修理業者、建設業者に関する情報提供

◆ 概要 ◆

発災後には、原則として被災者自らが修理業者、建設業者を探して工事を依頼することから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に対して修理業者、建設業者に関する情報（業者名、所在地、電話番号等の連絡先、請け負える工事の種類と規模、対象地域、所属団体等）を提供する仕組み（業者の情報の収集・整理に係る作業フロー等）について、事前に検討しておく。

発災時に迅速に被災者に情報提供できるよう、住宅・建築関係団体から提供を受けた修理業者、建設業者に関する情報をまとめたリスト（以下「修理業者リスト」という。）を、定期的に更新しておくことが望ましい。修理業者リストは、災害救助法に基づく応急修理制度において、工事を実施する修理業者を指定したリストの作成に活用できる。

また、被災者が自らの力で修理業者、建設業者を探すことができないことを想定し、住宅・建築関係団体の協力のもとで、被災者に修理業者、建設業者を紹介する仕組みを事前に検討しておく。

◆ 事前準備の例 ◆

○ 都道府県によるリフォーム事業者登録制度の例：埼玉県住まいづくり協議会

埼玉県内の住宅関連企業と行政・公益団体とが一体となり、優良な住宅供給やまちづくりを行うことで、県民の生活基盤の安定とその住環境の向上を図ることを目的に、平成8年10月に埼玉県住まいづくり協議会が設立され、平成17年に「リフォーム事業者登録制度」が創設された。

同制度において、埼玉県内のリフォーム事業者の募集を行い、事業者の登録を行っている。

登録されている事業者の所在地、連絡先、同協議会が定期的に開催する講習会等への参加実績等の情報が同協議会のホームページにおいて公表されている（図中の地域をクリックすることにより地域別に登録事業者の検索が可能）。



出典：埼玉県住まいづくり協議会ホームページ（<http://www.sahn.jp/>）

7. 被災した住宅に関する相談対応

◆ 過去の災害における取組の例 ◆

○「住まい再建事業者検索サイト」：国土交通省、（一社）住宅リフォーム推進協議会

（一社）住宅リフォーム推進協議会は、国土交通省の補助を受け、災害等により被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索するサイトを開設した。

本サイトでは、市区町村別・工事の種類（構造・防水含む戸建リフォーム工事/マンション共用部分の修繕/内装・設備工事）別に事業者を検索することができる。

また、検索した結果として表示される事業者の情報には、補修工事の対応の可否（現在対応可/要相談/現在対応不可）の状況、着手までにかかる期間（例：約1か月、約2～3か月）や対応可能な工事の規模（例：小規模な補修工事、大規模な補修工事）が併せて表示される（これらの情報は定期的に更新される）。

トップ画面

・検索結果

入力された条件に該当する事業者の一覧が表示されます。また、工事対応可否、着手までにかかる期間、対応可能な工事の規模、所属団体等の情報が表示されます。

検索結果（イメージ）

出典：住まい再建事業者検索サイト（<https://sumai-saiken.jp/#01>）
国土交通省報道発表資料（平成31年3月8日）
（http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000849.html）

○ 住宅リフォーム事業者登録団体制度に登録済の団体に協力要請をした例：国土交通省

国土交通省は、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的として創設した「住宅リフォーム事業者団体登録制度」（国土交通省告示第 877 号、平成 26 年 9 月 1 日施行）に登録済みの住宅リフォーム事業者団体に対し、平成 30 年に発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成 30 年 7 月豪雨において被災した住宅の補修工事等についての相談や事業者紹介等の協力を要請した。

【登録済みの住宅リフォーム事業者団体一覧（令和元年 7 月時点）】

登録番号	名称	登録（更新）年月日
1	一般社団法人マンション計画修繕施工協会	平成 29 年 9 月 19 日
2	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会	平成 30 年 1 月 9 日
3	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	平成 30 年 3 月 20 日
4	一般社団法人リノベーション協議会	平成 30 年 4 月 16 日
5	一般社団法人ベターライフリフォーム協会	平成 30 年 5 月 18 日
6	一般社団法人日本塗装工業会	平成 30 年 5 月 18 日
7	一般社団法人リフォームパートナー協議会	平成 28 年 2 月 19 日
8	一般社団法人全建総連リフォーム協会	平成 28 年 7 月 27 日
9	一般社団法人 住生活リフォーム推進協会	平成 29 年 4 月 6 日
10	一般社団法人 JBN・全国工務店協会	平成 29 年 11 月 9 日
11	一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会	平成 30 年 6 月 27 日
12	一般社団法人住活協リフォーム	平成 30 年 9 月 18 日
13	一般社団法人全国古民家再生協会	平成 30 年 10 月 22 日
14	一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会	平成 30 年 11 月 6 日
15	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会	平成 31 年 4 月 26 日

出典：国土交通省ホームページより作成

(http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000090.html)

7. 被災した住宅に関する相談対応

○ 関係団体による被災住宅工事相談窓口の設置の例：千葉県

千葉県では、令和元年台風第15号、台風第19号等の被災者に対し、（一社）全国木造建設事業協会千葉県協会の協力を得て、被災住宅工事相談窓口を開設した。

被災住宅工事相談窓口では、住宅の修理を必要とする被災者に対し、災害救助法に基づく応急修理制度や、県独自の被災住宅修繕緊急支援事業補助金の申請に係る見積書作成や工事を請け負う業者を紹介する。

相談受付方法は、電話相談（月～土曜日）及び窓口相談（南房総市、館山市、鴨川市及び鋸南町にてそれぞれ週2回）としている。

台風15号・19号および大雨により住宅に被害を受けた皆様へ

修理工事を請け負う 工務店を紹介します

例えばこのようなことでお困りの方、ぜひご相談ください！

Case 1

お住まいの住宅の
修理を必要とする方

Case 2

修理をしたいが
工務店が
見つからない方

Case 3

修理がいつになるか
分からない方

その他、住宅の修理や工務店でお困りの方

こちらまでお気軽にご相談ください！

一般社団法人 全国木造建設事業協会千葉県協会

0120-029-289

電話受付／月曜～土曜 9:00～16:00（日祝休）

- 全木協千葉県協会に登録している千葉県下の工務店の中からご紹介
- 補助金や交付金のお見積り作成にも対応

※この窓口は「国土交通省住宅市場整備推進等事業費補助金」により運営されています。

千葉県建設業振興センター

内閣府 国土交通省 千葉県

ウラ面は補助金に関する情報もございます。ご確認ください。▶▶ウラ面へ

チラシ（表）

令和元年房総半島台風・東日本台風及び10月25日の大雨による
住宅被害に係る支援制度

千葉県防災危機管理課
千葉県土木整備部 都市整備局

住宅の被害を受けた世帯については、市町村が交付する「り災証明書」により決定される被害の程度に応じて、以下の支援制度を受けることができます。

①被災者生活再建支援制度

全壊 大規模半壊 半壊※（解体）

支援対象：住宅が全壊または大規模半壊した世帯 ※半壊でもやむを得ず解体する方は利用可能です。
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：基礎支援金（全壊：100万円、大規模半壊：50万円 等）
加算支援金（建設・購入：200万円、補修：100万円、賃借：50万円）
※公営住宅に入居する場合は、加算支援金の「賃借」は対象になりません。
※世帯人数が1人の場合は、各該当金額の3/4になります。

申請先：（被災当時に）お住まいの市区町村（千葉県全市町村適用）

②応急修理制度（災害救助法）

全壊※ 大規模半壊 半壊 一部損壊

住宅の応急修理は市町村が修理業者と契約して実施します。（修理業者は選択可能です。）
※全壊でも修理すれば居住可能な方は利用可能です。
※応急仮設住宅に入居していないことが条件です。

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な応急修理
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：大規模半壊・半壊：595,000円以内
一部損壊（損害割合10%以上）：300,000円以内
※10%未満の場合は別の制度を参照

申請先：お住まいの市区町村で申込書をお受け取りください。
（災害救助法を適用した41市町村）

③応急修理制度の上乗せ支援事業（県独自支援）

一部損壊

応急修理のうち一部損壊（損害割合10%以上）であり、工事費150万円を超える場合は、超えた額の20%・最大20万円が上乗せで支給されます。

④被災住宅修繕緊急支援事業補助金

半壊 一部損壊

支援対象：屋根・居室・台所・トイレ等の日常生活に必要な修繕工事
※申請時に「り災証明書」が必要となります。

支援内容：工事費の20%・最大50万円

申請先：お住まいの市区町村で申請書をお受け取りください。

留意事項
・上記②と④を併用することはできません。
※各制度の受付窓口は、市区町村になりますので、詳しくは、お住まいの市区町村にお問合せ願います。

チラシ（裏）

出典：千葉県ホームページ

○ 住宅・建築関係団体を構成員とする支援センターが現地相談等に対応した例：鳥取県

鳥取県は、被災した住宅の修繕工事の需要増加に対して、県民の相談や修繕等に速やかに対応できるよう「鳥取県中部地震住宅修繕支援センター」を設立した。

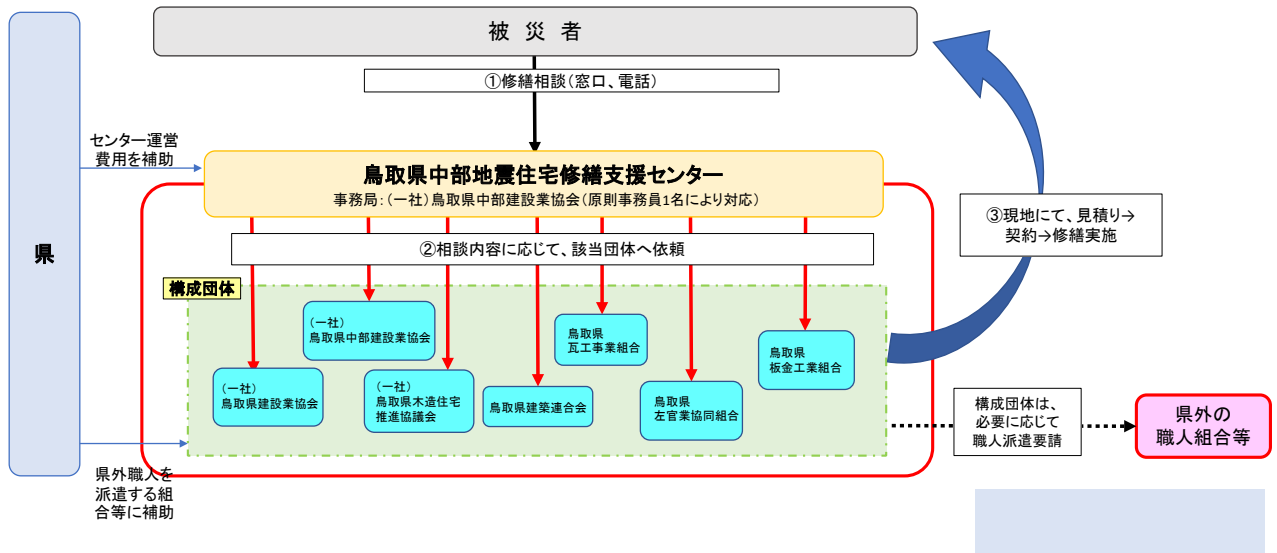
本センターは、（一社）鳥取県中部建設業協会を事務局とし、「（一社）鳥取県建設業協会」、「（一社）鳥取県中部建設業協会」、「（一社）鳥取県木造住宅推進協議会」、「鳥取県建築連合会」、「鳥取県瓦工事業組合」、「鳥取県左官業協同組合」及び「鳥取県板金工業組合」で構成された。

本センターが被災者からの被災した住宅の修繕に関する相談をまず受けて、相談内容に応じて関係する構成団体に引き継ぎ、当該構成団体が会員の事業者を選定して現地相談等に派遣した。

本センターの運営費（常駐事務員の人件費、電話代等）は、県が全額負担した。

職人不足への対応として、構成団体の責任の下で県外職人を招致する場合、県が本センターを通じて構成団体に対して招致経費（交通費、宿泊費等）の一部を以下の通り支援した。

- ・ 県外から招致する職人が県内に宿泊する場合（3,000 円／人・日）
- ・ 県外から招致する職人が県内に宿泊しない場合（500 円／人・日）



出典：鳥取県提供資料より作成

7. 被災した住宅に関する相談対応

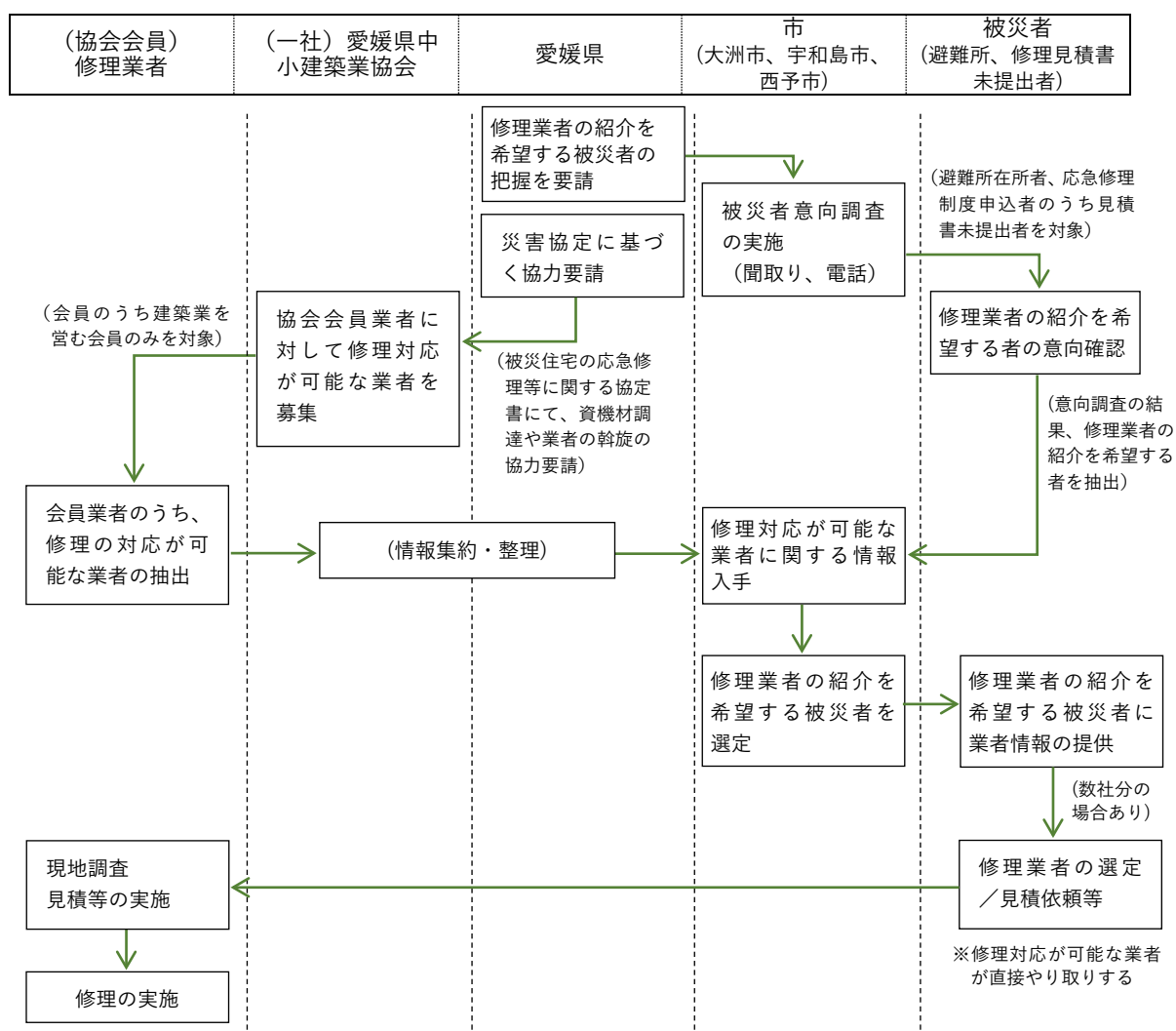
○ 修理業者が見つからず応急修理を実施できない被災者に修理業者を紹介した例：愛媛県

愛媛県は、避難所にいる被災者と、応急修理を申し込んだが修理業者が見つからない見積書未提出の被災者への支援策として、希望する被災者に修理業者を紹介した（大洲市、宇和島市、西予市の3市が対象）。

具体的には、県と「災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書」を締結している（一社）愛媛県中小建築業協会（以下「協会」という。）に県が協力を要請し、一部の協会会員（※）の中から修理の対応が可能な業者を抽出してもらい、当該業者の情報を県が整理した上で、各市を通じて被災者に情報提供した。

被災者は、情報提供された修理業者の中から修理を依頼する業者を選定し、現地調査、見積書の作成、修理工事の実施等の依頼を行った。

※本協会の第一種会員（建築業を営む工務店：200社程度）



出典：愛媛県提供資料より作成

○ 被災者の工務店等探しのサポート支援：熊本県地域型復興住宅推進協議会

平成 28 年熊本地震の復興需要期において、施主が円滑に工務店を見つけられるよう、県内で住宅生産・維持管理を担う建築士・設計事務所、住宅事業者・大工・工務店、林業・木材関係者、建材流通業者等が連携した「地域住宅生産者グループ」の情報を、「熊本県地域型復興住宅推進協議会（事務局：（一社）熊本県建築士事務所協会）」を介して情報提供する仕組みが構築された。

「熊本県地域型復興住宅推進協議会」はこの他にも、「地域住宅生産者グループ」による復興住宅のモデルプラン集、資金計画のポイント等を示したガイドブックの作成等を行っている。

安心でスムーズに住宅のづくり手探しをお手伝い

くまもと型復興住宅 マッチングサポート事業

**利用料
無料**

施主様が円滑に住宅のづくり手を見つけられるよう、くまもと型復興住宅を建設する「住宅生産者グループ」の情報を提供します。

本事業は「熊本県地域型復興住宅推進協議会」※が運用する、安心してご利用いただける仕組みです。

※県内建築関係団体で構成され、熊本県とも連携している組織です

住宅を建てたいけど・・・

住宅のづくり手が見つからない・・・

ご相談ください！

くまもと型復興住宅のづくり手探しを無料でお手伝いします！

くまもと型復興住宅のづくり手探しの流れ

1 お申込み	施主様が「住宅生産者グループ紹介申込書」に必要事項を記入して、事務局に FAX・郵送等のいずれかでお問い合わせ
2 照会	事務局は、住宅生産者グループに情報（希望条件）を一斉メールで照会
3 回答	対応可能な住宅生産者グループは、事務局にその旨を回答
4 リストの送付	事務局から施主様へ、対応可能な住宅生産者グループのリストを送付
5 連絡	施主様は、リストの中から希望に合う住宅生産者グループに自らで直接連絡

※グループ窓口が、所属工務店から選びます

お気軽にご相談ください！

熊本県地域型復興住宅推進協議会 事務局：一般社団法人 熊本県建築士事務所協会

TEL 096-371-2433 FAX 096-371-2450

E-mail kumamoto-fkjt@kaaf.or.jp URL <http://k-fukkoujuutaku.sakura.ne.jp/>

出典：熊本県地域型復興住宅推進協議会

「地域住宅生産者グループがつくるくまもと型復興住宅」（平成 31 年 1 月改訂版）

